入札時のおける見積内訳明細書の取扱要領

１　目的

　　　町が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の入札執行者は、入札参加者の見積努力を促し、その請負代金の額によっては建設工事等の適正な施工等が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、この要領の定めるところにより、建設工事等の入札参加者に対し、入札金額の内訳を記載した書類（以下「見積内訳明細書」という。）の提出を求めるとともに、提出させた見積内訳明細書の内容の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　見積内訳明細書の提出を求める建設工事等及び入札参加者の範囲

　　　入札執行者は、全ての建設工事、予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等及び低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等の入札において、全ての入札参加者に対し、見積内訳明細書の提出をもとめるものとする。

３　見積内訳明細書の様式等

　（１）　建設工事にあっては、設計書における本工事内訳書に準じた内容とする。

　（２）　建設コンサルタント業務等にあっては、設計書における本業務費内訳書に準じた内容とする。

　（３）　上記（１）（２）に定めるもののほか、見積内訳明細書は、提出者の商号又は名称、建設工事等の件名、工事価格又は業務価格及び入札金額の内訳が記載されているものでなければならない。

４　見積内訳明細書の提出方法

　　　見積内訳明細書は、１回目の入札に際し、入札書の提出方法に準じて提出させるものとする。

５　見積内訳明細書の内容の確認方法等

　　　入札執行者は、入札終了後、落札候補者の見積内訳明細書について、その内容の確認を行い、６（１）の規定により入札が無効となった者その他不適切な見積内訳明細書を提出した者がある場合は、その内容について見積内訳明細書提出状況調（様式１）に記載するものとする。

　　　なお、１の目的の達成に資するため、入札執行者は、必要に応じて、落札候補者以外の見積内訳明細書の内容の確認を行うものとする。

６　見積内訳明細書の具体的な取扱い

　（１）　建設工事においては、建設業法の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）第２条の規定による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び第13条の規定の趣旨に鑑み、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者の入札及び提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者の入札を無効とする。

①　提出者の商号又は名称の記載がないもの

②　建設工事の件名の記載がないもの

③　工事価格の記載がないもの

④　入札金額の内訳の記載がないもの

⑤　その他提出者の商号又は名称に明らかな誤りがあるもの、建設工事の件名に明らかな誤りがあるもの又は工事価格と入札金額が著しく異なるもの

また、低入札価格調査制度を適用する建設工事においては、見積内訳明細書は、低入札価格調査における失格判断基準に該当するか否かを判断する際の根拠のもなるものであり、見積内訳明細書に記載された内容により判断した結果、落札者とならないこともある。

　（２）　建設コンサルタント業務等においては、法令上、見積内訳明細書の提出が義務づけられていないことを踏まえ、次のとおり、取り扱うものとする。

　　①　低入札価格調査制度を適用しない建設コンサルタント業務等においては、見積内訳明細書は、参考資料として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではないため、例えば、落札候補者において、見積内訳明細書を提出しなかった場合、見積内訳明細書が白紙であった場合、見積内訳明細書の総額と入札金額一致しなかった場合その他不備があると認められる場合であっても、それを理由として落札者としないことはできない。

７　入札参加者に対する指導等

　（１）　入札執行者は、落札決定後、不適切な見積内訳明細書を提出した者に対し、必要に応じて指導又は助言をすることができる。

　（２）　６（１）の規定により入札を無効とされた者、建設コンサルタント業務等の入札において見積内訳明細書を提出しなかった者及び建設コンサルタント業務等の入札において６（１）①から⑤までのいずれかに相当する見積内訳明細書を提出した者は、以後の指名において考慮するものとする。

８　入札参加者に対する周知

　　　建設工事等の入札のうち、一般競争入札及び条件付き一般競争入札にあっては入札公告及び入札説明書、指名競争入札にあっては、指名通知に、見積内訳明細書を提出することその他必要な事項を明示するものとする。

　　附　則

１　この要領は、平成27年4月1日以降の入札公告等を行う建設工事等から適用する。ただし、６（１）⑤の規定は、当分の間、適用しない。

２　入札時における見積内訳明細書の取扱い基準について（平成18年3月27日施行）は廃止する。

３　町は、この要領の施行後１年を経過した場合において、要領第６に規定する見積内訳明細書の具体的な取扱いについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。